

福祉施設の防火設備、年1回点検報告を 建築基準法施行令改正

政府は1月12日の閣議で、福祉施設などに最低年1回の防火設備の点検と自治体への報告を求める建築基準法施行令を決定した。6月1日に施行する。

施行令は、2013年10月に福岡市で起きた、診療所の火災で防火扉が作動せず10人が死亡した事件を受け、2014年に改正された建築基準法の具体的基準を定めたもの。不特定多数の人が利用する建物などの防火設備の点検強化を図るために、定期点検・報告を求める建物とは何か、具体的な基準などを示している。

施行令では、定期報告を要する建築物として「高齢者・障害者等が就寝する施設」などを規定した。福祉施設や病院は、延べ床面積200平方メートル以上であれば、6か月から1年に1度は防火設備や昇降機を点検し、自治体に報告を行うこととした。

また、壁のひび割れなど、防火設備以外の項目については、最低でも3年に1度の定期報告を求めるとしている。

(福祉新聞・第2748号 2016年1月25日)